

申請に対する処分

処分名	区域外就学の許可
根拠法令	奄美市立学校管理規則第7条及び8条
所管課	教育委員会学校教育課

1 審査基準

学校教育法施行令第9条（区域外就学等）により届出をする児童生徒の保護者

申請の方法

児童生徒等を市立学校以外の学校に就学させようとする場合には、届書（奄美市立学校管理規則第7条に規定）を提出する。

他の市町村に住所を有する児童生徒を市立学校に就学させようとすることについての願い出は願書（奄美市立学校管理規則第8条に規定）を提出する。

入学期日の決定・通知

願書を受け承諾後、学校教育施行令第9条第2項により住民票のある市町村と協議し、承認を得る。

承諾を与えたときは、当該児童生徒を就学させるべき学校の校長に対し、通知をもってその氏名及び入学期日を通知する。

2 標準処理時間

14日